

議案第二十九号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

- | | | | | |
|---|-----------|-------|----|-----------|
| 一 | 昭和三十九年度建設 | 第二種住宅 | 月額 | 五千五百六十円 |
| 二 | 昭和五十一年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 一万三千九百円 |
| 三 | 昭和五十二年度建設 | 第二種住宅 | 月額 | 一万二千三百六十円 |
| 四 | 昭和五十三年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 一万九千五十円 |
| | | 第二種住宅 | 月額 | 一万五千四百五十円 |
| 五 | 昭和六十二年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 三万九百円 |
| | | 第二種住宅 | 月額 | 二万六千七百八十円 |
| 六 | 昭和六十三年度建設 | 第一種住宅 | 月額 | 三万九百円 |
| | | 第二種住宅 | 月額 | 二万六千七百八十円 |

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。